

病床機能再編支援事業の活用について

1 事業の概要 ※参考資料 1 参照

病床機能再編支援事業は、令和 2 年度に医療機関の病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進させることを目的に国が創設し、令和 3 年度から地域医療介護総合確保基金の中に新たに位置づけられました。

2 給付金の区分

① 単独支援給付金

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関に対し、減少する病床 1 床当たり、病床稼働率に応じた額を支給します。

※対象となる病床は高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能

※回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数は対象外

② 統合支援給付金

統合に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関全体で減少する病床 1 床当たり、病床稼働率に応じた額を支給します。

（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援

③ 債務整理支援給付金

②によって廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて支給します。

3 本事業における地域医療構想調整会議の役割

給付金の対象となる再編等が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるかについて、地域医療構想調整会議の議論の内容及び県医療審議会の意見を踏まえた上で、県が判断します。

4 本事業を活用する医療機関

・医療法人社団 たかき医院（十日町市）

…資料 1 - 2、1 - 3、参考資料 1、2